

●香川県教育委員会告示第2号

香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第32条第2項の規定により、次の表に掲げる香川県指定史跡の指定を令和元年10月16日に解除したので、同条第3項において準用する第5条第4項の規定により告示する。

令和元年10月29日

香 川 県 教 育 委 員 会

名 称 及 び 面 積	所 在 地	指 定 告 示
紫雲出山遺跡 75,283平方メートル	三豊市詫間町大字大浜字紫雲出山 乙451番地1	昭和59年香川県教育委員会告示 第7号